

岩手フレンズ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「岩手フレンズ」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を岩手県に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、岩手県ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF 岩手」という。）の直轄の加盟団体として、主に選手登録をして活動する会員でサークルに加入できない会員が一時的に入会できるサークルとして設立し、その会員が他の加盟サークルに速やかに加入できるように支援することにより、地域のダンススポーツの普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サークルに加入できない会員のため事務手続き及び情報を提供する。
- (2) 加入できる加盟サークルの紹介をする。
- (3) 新しいサークルを発足する為の支援を行なう。
- (4) その他目的達成に必要な事業に関する事。

第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規にJDSFの会員になることを希望するが加入するサークルがない会員。
- (2) これまで加入していたサークルが解散し、加入するサークルがない会員。
- (3) 他の都道府県からの転入を希望するが、加入するサークルがない会員。

2 本会に在籍できる期間は基本的に1年であるが、会長が認めた場合には長くとも2年間は在籍できる。3年目は他の加盟サークルに入会するか、新しいサークルを発足するか、退会する。但し、11月以降に入会した場合には、次の1月からを1年目とする。

(会費等)

第6条 会員は、次に定める会員登録料及び会費を納めなければならない。

- (1) 会員登録料 1,000円（JDSF300円、JDSF 岩手 700円）／年
- (2) 選手登録料 3,500円（JDSF2,000円、JDSF 岩手 1,500円）／年
- (3) 事務手数料 1年目で第5条(1)に該当する場合は無料、(2)及び(3)に該当する場合は2,000円とする。2年目はいずれの場合も2,000円とする。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (JDSF 岩手の会長が兼務する)
- (2) 副 会 長 1名 (JDSF 岩手の副会長から1名選出し兼務する)
- (3) 会 計 1名 (JDSF 岩手の会計が兼務する)
- (4) 事 務 局 1名 (JDSF 岩手の加盟サークルに委嘱することができる)
- (5) 監 事 1名 (JDSF 岩手の監事から1名選出し兼務する)

(役員を選出)

第8条 役員は、「JDSF 岩手」の理事会で選出する。尚、「JDSF 岩手」の理事会は本会に対して意見を述べることができ、監査報告等の提出を求めることができる。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は、本会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(監事の職務)

第10条 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

- 2 監事は、役員会に出席することができる。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。
- 3 役員は、再任されることができるものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は加盟サークルに委嘱することができる。事務手数料として、1年目で第5条(1)に該当する場合は「JDSF 岩手」から1名当たり1,000円を委嘱先に支払う。第5条(2)及び(3)に該当する1年目の会員と2年目のいずれの会員が支払う事務手数料2,000円は委嘱先に支払う。

附 則

この会則は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年1月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年7月13日から施行する。